

て、騎行には差支なかるべし。

各府、州、縣治の存在する地、即ち稍繁華の市街は、磚製或は土製の圍郭を繞らし、概ね何れも四門を設けたり。圍郭の長さは三の倍數に一定せること、例へば鄭州城は六清里、偃師城は九清里、と稱するが如し。そは固より實際の數に非ずして、單に概略の數を呼ぶに過ぎず。文武の衙門は多く城内に置かれ、商舖は之に反す。故に繁盛の巷は、往々西門外に非ざれば南門外、南門外に非ざれば東門外に在りて、城内は却て空虚なるを見る。獨り人民の北門外に據らざるは、一種の迷信にて、所謂北邙を忌むならん。而して通常北門外に墳墓の地を見る。圍郭は必ずしも地形を相して構築せしものに非らず、單に民團の地、圍郭なかるべからずとの習慣なるに似たり。其他各村落に至る迄、概ね土製の圍郭を有するは、彼の捻匪若くは長髮賊の爲めに築きしと云へは如何に彼等か横行を逞ふせしかを知るに足れり。

小坡狀地、山地、凹道乃至階段を成せる地方の人は、概ね穴居するか故に、一見住民寡少の感あるも、其實は則ち然らず。既に本道上に於てすら、往々全部穴居の村落存在するを見れば、路外の山地に於ける察すべきなり。惟ふに彼等は樹木の伐採

由穴居と理